

病気の予防・重症化防止のために 予防接種を受けましょう

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

ワクチンを接種することで肺炎の予防、重症化防止などの効果が期待できます。対象の人には接種費用を助成しますので、希望する人は問い合わせてください。

● 自己負担金：2,500円（生活保護世帯は無料）

対 ①今年度、右表の年齢になる人
※65歳の人にはハガキで通知します。その他の人には通知はありません。

②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能・HIVによる免疫機能に障害がある人

期 接種期間：2021年3月31日（水）まで

注 ▼過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は対象外です。

▼副反応が出る場合があります。

▼ひ臓を摘出した人は健康保険が適用できます。

申 問 カルム五條（内線289）

◆下表の年齢の人が対象となります

年齢	生年月日
65歳	S30.4.2～S31.4.1生
70歳	S25.4.2～S26.4.1生
75歳	S20.4.2～S21.4.1生
80歳	S15.4.2～S16.4.1生
85歳	S10.4.2～S11.4.1生
90歳	S5.4.2～S6.4.1生
95歳	T14.4.2～T15.4.1生
100歳	T9.4.2～T10.4.1生

※過去に「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある人は対象外です。（任意を含む。）

高齢者インフルエンザ予防接種（開始日延期）

インフルエンザ予防接種は、発病の予防や、重症化の防止に有効とされています。今年度も接種費用の助成を実施しますが、自己負担金額等が未確定のため開始日を延期します。接種方法など詳細は開始日が決まり次第、あらためて広報五條等でお知らせします。

対 市内在住で接種時に次に該当する人

①満65歳以上の人

②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能・HIVによる免疫機能に障害がある人

注 開始日以前に接種した場合、助成の対象となりませんので注意してください。

申 問 カルム五條（内線289）



暮らしをベソリに、行政をスマートに。 マイナンバーカードを作ろう！ マイナンバーカードの申請を支援します



市民課では、マイナンバーカードの申請支援を行っています。また、本人が窓口で申請した場合、郵送（転送不要の簡易書留）でお届けするサービスも行っていますので、ぜひ利用してください。

※申請に必要な顔写真を無料で撮影します。

※申請時に、マイナンバーカードの暗証番号を決めてください。

※平日15時～17時が比較的空いています。

申 問 市民課（内線262、263）

【申請に必要な書類】

①本人確認書類

※免許証等の写真付きのものは1点または保険証等の顔写真のないものであれば「氏名・生年月日」または「氏名・住所」の記載がある公的な書類2点が必要です。

※15歳未満の人が申請する場合は、法定代理人（保護者）が本人確認書類を持って、同伴してください。

②通知カード（持っている人のみ）

③住民基本台帳カード（持っている人のみ）

休日も申請を支援します

10/25（日）9時～13時 市民課休日開庁日

【業務内容】

▼マイナンバーカードの申請支援

▼マイナンバーカードの受け取り・更新手続・電子証明書更新手続

▼住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本等の発行

※住所の異動届は受付できません。

申 問 市民課（内線262、263）

マイナンバーカードに関することで来庁する人で大変混み合うことが予測されます。時間に余裕をもって来庁してください。



2021年3月（予定）から マイナンバーカードが保険証として利用可能に！

2021年3月（予定）から医療機関を受診するときや薬局を利用するとき、マイナンバーカードが健康保険証として順次利用できるようになります。

ただし、カード利用に必要な初回登録（保険証としての登録）の申込手続が必要です。初回登録は、政府オンラインシステムの「マイナポータル」から自身で手続できます。申込方法など、詳しくは問い合わせてください。

申 問 ▼国民健康保険被保険者証：保険課給付係（内線267、367）

▼後期高齢者医療保険被保険者証：保険課福祉医療係（内線373、393）

※上記以外の健康保険に加入している人は、それぞれの所管事務所に問い合わせてください。

【手続に必要なもの】

①申込者本人のマイナンバーカードと、あらかじめ市民課窓口で設定した暗証番号（数字4桁）

②マイナンバーカード読取対応のスマホ（またはPCとICカードリーダー）

※マイナポータルアプリのインストールが必要

▶国の特設ページ

